

社会福祉法人ばる 介護ステーションばる戸田  
居宅介護支援事業所重要事項説明書

〔2024年4月1日現在〕

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-434-6205

受付日 月～金曜日（祝日含む）9:00～18:00（12月31日～1月3日を除く）

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

※ ご不明な点は、何でもおたずねください

2、居宅介護支援事業所の概要

(1)居宅介護支援事業所の指定番号および通常の事業のサービス実施地域

事業者名	社会福祉法人ばる
事業所名	介護ステーションばる戸田
住所	埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号
電話・FAX	電話048-434-6205 FAX048-434-6176
法人代表者	理事長 福本 京子
管理者	主任介護支援専門員 石垣 めぐみ
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（第1171900572）
通常の事業のサービス実施地域※	戸田市・蕨市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2)事業所の職員体制

管理者1名（兼務） 主任介護支援専門員1名以上 介護支援専門員2名以上

(3)営業日時

月～金曜日 9時から18時まで（12月31日～1月3日は休業）

3、居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4、利用料金

(1)利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料） 地域区分（5級地） 介護報酬1単位当たりの単価（10.70）

① 介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 11,620 円 要介護3・4・5 15,097 円

## ② 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,210 円

入院時情報連携加算（Ⅰ）1ヶ月につき 2,675 円

入院時情報連携加算（Ⅱ）1ヶ月につき 2,140 円

退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中1回を限度に 4,815 円

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に 6,420 円

退院・退所加算（Ⅱ）イ 入院または入所期間中1回を限度に 6,420 円

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に 8,025 円

退院・退所加算（Ⅲ） 入院または入所期間中1回を限度に 9,630 円

特定事業所加算（Ⅱ）又は（Ⅲ） 1ヵ月につき（Ⅱ）4,504円 （Ⅲ）3,456 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヵ月につき 4,280円

通院時情報連携加算 1回につき 535 円

緊急時カンファレンス加算 1回につき 2,140 円

## (2)交通費

前記 2 の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要となることがあります。

## (3)解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

## 5、ケアプランにおけるサービスの利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与の利用状況は付属別紙3のとおりとなります。

## 6、個人情報の保護

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この、守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 居宅サービス計画に沿ってサービスを提供するために、サービス担当者会議や事業所との連絡調整において、個人情報を使用する場合は個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることのないようにします。
- 3 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

## 7、医療機関、介護サービス事業所、障害福祉制度の相談支援専門員との連携

- 1 医療系サービスの利用を希望する場合に、主治医等から意見を求めて居宅サービス計画を作成した場合は、主治医等に居宅サービス計画を交付することとし、その都度記録します
- 2 介護サービス事業者等からの情報把握やモニタリングに於いて、利用者の口腔に関する問題や服薬状況を発見した際には、主治医・歯科医師・薬剤師に必要な情報を提供することとします
- 3 末期の悪性腫瘍の利用者に対し、医師の助言を受け、サービス担当者会議をせずに居宅サービス計画の作成・変更等を行った際には、医師からの助言を記録します

- 4 障害福祉サービスを利用されている場合には、特定相談支援事業者等と連携し、障害福祉制度の相談支援専門員に必要な情報を提供することとします
- 5 医療機関に入院された場合には、退院時すみやかに自宅での生活がはじめられるよう医療機関と連携を行い、必要な情報提供を行います。利用者または家族からも医療機関に担当の介護支援専門員の情報提供をお願いいたします

## 8、当事業所の特徴

### (1) 運営方針

当事業所は、社会福祉法人として、高齢者や家族の方々が住み慣れた所で、地域に住む方々と一緒にいつまでも安心して暮らしていける、そんな街作りのお手伝いをしたいと思っています。そして、「年をとっても、普段の暮らしができるお手伝い」これが私たちのサービスへの思いです。

## 9、サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

電話 048-434-6205 事業所携帯電話：090-1213-1821

(苦情受付担当者) 管理者 石垣めぐみ

(苦情解決責任者) 在宅サービス部長 吉野 亜矢

苦情解決責任者は苦情を申し出された方との話し合いによる円滑な解決に努めます

### (2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます

戸田市 健康長寿課 電話 048-441-1800

蕨市 健康長寿課 電話 048-433-7756

埼玉県国民県保健団体連合会 電話 048-824-2568

### (3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

## 10、虐待の予防

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します

(虐待防止に関する責任者) 管理者 石垣めぐみ

- (2) 成年後見制度の利用を支援します

- (3) 従業員に対して、虐待防止に関する研修を実施します

- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村の担当、地域包括支援センターに通報します

## 11、非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対応するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施します

## 12、サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者・家族・関係者等において、次の事項に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります

- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音を無断で SNS などに掲載すること

## 13、感染症の予防およびまん延の防止について

- (1) 職員その他の従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施します
- (2) 当事業所内において、感染症の発牛またはそれが疑われる状況が生じた時は、速やかに対応を行います
- (3) 感染症の利用者またはそれらの疑いのある方の状態に応じ、管轄の市町村または保健所に報告し指示を求めること、その他の措置を講じます

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合、ケアプラン作成料はいただきません。

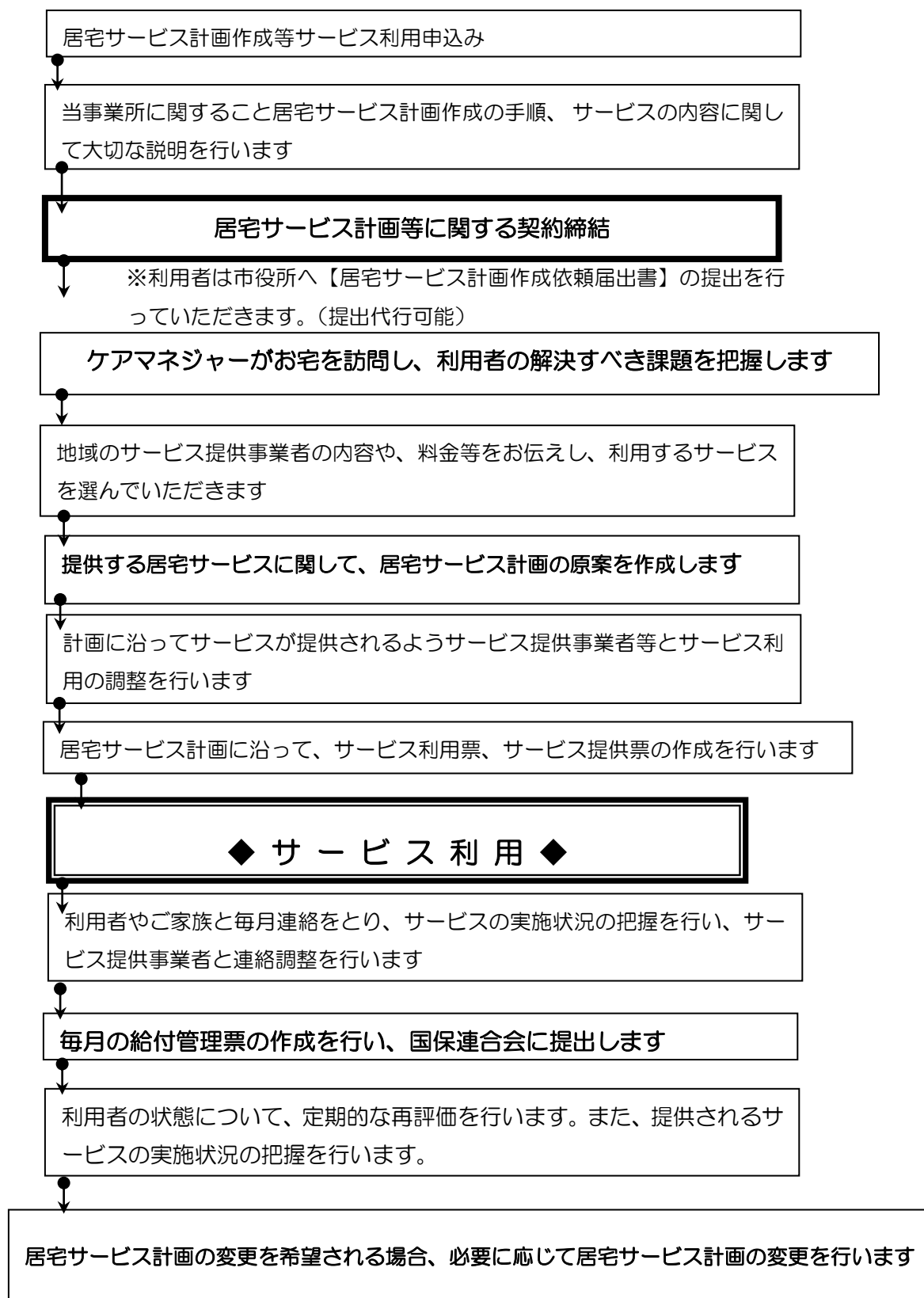
### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

## サービス提供の標準的な流れ



【説明確認欄】

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

【事業者】 〔住 所〕 埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号  
〔事業者名〕 社会福祉法人ぱる  
〔事業所名〕 介護ステーションぱる戸田（居宅介護支援）  
〔代表者〕 管理者 石垣 めぐみ 印  
  
〔説明者〕 \_\_\_\_\_印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

【利用者】 〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏 名〕 \_\_\_\_\_印

【代理人】 〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏 名〕 \_\_\_\_\_印